

# 生徒心得

令和5年11月

この心得は、筑前高校の生徒としてふさわしい社会的規範を身につけることを目的とします。  
校内のみならず地域社会との関わりの中で、筑前高校生としてあるべき姿を生徒・保護者・教職員で議論し、以下の通り私たち筑前生の生徒心得として定めます。

## I 服装等

### 1 服装

※「華美ではない」という表現とは  
→各個人が制服との調和を判断し、TPO（時・場所・状況）に応じた着こなしをするということ。

#### (1) 制服 [学校指定]

制服は、次のとおりで変更をせず、清楚で端正な身だしなみを心がける。

ア I型 (ブレザー ・ スラックス ・ ネクタイ ・ 長袖シャツ)

イ II型 (ブレザー ・ スカート/スラックス/キュロット ・ ネクタイ/リボン ・ 長袖シャツ)

ウ 夏服 ・ 半袖シャツ/ポロシャツ (希望者のみ)

・ 夏スラックス/夏スカート (希望者のみ)

#### (2) 防寒着・防寒具

- ・セーター、ベストは学校指定のものとする。
- ・防寒着は華美でないものとし、ブレザーの上に着用する。
- ・マフラーは制服との調和を考慮した華美でないものとする。

※防寒着は制服やセーターだけでは寒い状況での着用なので、ブレザーの着用は必須である。

#### (3) 制服着用時の留意事項

- ・スラックス ベルトを着用する。色は黒または茶とする。  
裾が床につかないように、また短くなりすぎないようにする。
- ・スカート 丈は膝の中心を基準とする。  
丈を短く（改造、ウェスト折り曲げ等）しない。  
スカートの下にはジャージを着用しない。  
スカート着用時に防寒用タイツを着用する場合は、色は黒のみとする。
- ・シャツ ボタンダウンの襟ボタンは留める。  
(半袖・長袖) インナーシャツは色や柄が目立たないものを着用する。
- ・靴下 色は黒または紺とし、柄はワンポイントまでとする。
- ・装身具（ネックレス、ペンダント、ブレスレット等）は着用しない。  
※磁気ネックレス、ミサンガなどは見えないようにする。

#### (4) 登下校時、校外学校行事、大会等、本校を代表して校外活動に参加するときは制服および学校で許可されたものを使用・着用する。

#### (5) 式典等は指示（※内容は別途指示）に従って統一した服装を着用する。

## 2 靴・通学かばん

### (1) 靴

ア 通学靴 制服に調和する華美でないものとし、派手な色、厚底靴、かかとの高い靴は使用しない。

イ 上履き 校舎内では指定の上靴（学年色）を使用する。

ウ 体育館シューズ 館内専用の指定運動靴（学年色）を使用する。

エ グラウンドシューズ 指定用品はないので、動きやすいシューズを準備する。スパイク付きのシューズなど怪我を誘発しやすいものは使用しない。

- (2) 通学カバン 華美でないもので、登下校の安全を考慮した形状のものを使用する。  
(リュック型・手提げ型 等)

### 3 頭髪 等

- ア パーマ、脱色、染毛等の加工をしない。  
イ ピアス等をしない。  
ウ 化粧をしない。また、整髪料等の使用を控える。  
エ 異形の髪型（モヒカン等）をしない。  
オ 肩の線より長い髪は、黒・紺・茶のゴムで結髪する。  
カ 目にかかる長い前髪はピンで留める。（華美な髪留め使用しない。）  
※頭髪・眉・ひげ・爪等の身だしなみを整える範囲内は日ごろから心がけること。

## II 学校生活

### 1 下校時刻（校門外退校）

平日 19 時 30 分、休業日 18 時 30 分。大会前等は別に定める。

### 2 通学上の諸注意

#### (1) 電車・バス通学

乗降車の際、または車内においては公衆道徳を守り、駅職員や乗客に迷惑をかけない。

#### (2) 自転車通学

- ア 所定の条件を満たし通学を許可された場合は、登録ステッカーを所定の箇所に貼る。  
イ 所定の場所に駐輪し、必ず施錠する。  
ウ 交通法規を厳守し、安全運転に徹する。  
①暗くなったら必ずライトを点灯する。  
②二人乗り、傘差し運転、右側通行をしない。  
③ステップの装着等、自転車の不適当な改造をしない。  
④イヤフォンや携帯電話等を使用しながら運転しない。

- (3) 登下校中に事故にあったら、相互の名前・連絡先等を確認し、直ちに警察（110 番）、学校、保護者に連絡する。

※登下校の送迎のための自家用車の校内への乗り入れ、正門前道路の駐停車は禁止する。  
病氣負傷等により送迎が必要な場合は担任に申し出て許可を得ること。

## III 持ち込み禁止品、所持品管理、紛失物、拾得物等

### 1 持ち込み禁止品

教育活動専念、安全確保の観点から、次のものについて校内への持ち込みは学校として禁止します。

- ア 学業に関係のない遊具品 マンガ本、トランプ・カード類、ゲーム機  
イ 危険物 刃物、火器類、違法薬物や薬品（引火性の高いもの・強酸・強アルカリ・有毒性 等）  
ウ 高価な貴重品 必要以上の現金、貴重品 等  
エ その他、学業に関係のない物  
携行の必要が生じた場合は、教職員の許可を得ること。また、管理は個人ロッカーに施錠して保管するなど自己管理を徹底すること。

## 2 所持品の管理

(1)携帯電話等電子機器端末の校内（校門付近を含む）での使用は、教職員の許可を得る。

※考查中の教室持ち込みは不正行為とみなす場合がある。

(2)教科書等所持品にはすべて記名し、各自で管理する。

(3)所持品は割り当てられたロッカーで管理する。また、ロッカーの使用には以下の点を心掛けながら使用する。

- ア 割り当てられたロッカーのみを使用し、自分で責任を持って管理する。
- イ 鍵は自分で取り付ける。
- ウ 他人のロッカーを勝手に開けない。
- エ 破損した場合は、すぐに担任に届け出る。

## 3 紛失物・拾得物について

物品を紛失または拾得した時は、直ちに教職員に届け出る。

## IV その他守るべき事項（学校として禁止する事項）

- ・アルバイトは原則として禁止する。
- ・18歳未満立入禁止場所や酒類を提供する店、その他高校生として好ましくない場所には立ち入らない。
- ・飲酒、喫煙など法律で禁じられていること、また、高校生として好ましくない行為は禁止する。
- ・午後 11 時以降の外出（警察補導の対象）及び友人同士の外泊は禁止する。
- ・原付・自動二輪及び自動車の運転免許証取得及び運転は禁止する。

## V 諸届及び許可願

### 1 届出

(1) 欠席、遅刻、早退の連絡

F A Xまたは専用のフォームで連絡する。

(2) 事故、紛失、盗難、その他被害に関する届け出

被害発生後直ちに連絡し、「事故届」、または「被害届」を提出する。

(3) 学校の設備・備品その他校具の紛失・破損・汚損をした場合

直ちに教職員に連絡し、所定の「紛失・破損届」を提出する。

(4) 住所等の変更

所定の「住所等変更届」を提出する。

### 2 許可願

以下の場合、所定の手続きをし、事前に許可を受ける。

- ・ 在校時間中に校外へ出る場合  
教職員に外出（願）を申し出る。
- ・ 学校指定外及び規定外着装  
教職員に異装（願）を申し出る。
- ・ 部活動に関する「届」及び「許可」は別に定める。
- ・ その他、学校内外での署名活動、募金活動、印刷物の掲示、配付等については、担任・顧問を通じて生徒育成課に事前に相談する。